

# 税務相談室

## 加算税の概要

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**国税でいう加算税は、どのような場合に課せられますか。また、その割合等、加算税のあらましを教えてください。

**お答え：**国税にいう加算税は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税および重加算税の4種類があり、いずれも国税通則法に定められています。そして、これらの加算税はいずれも、事業所得計算上の必要経費、または法人税の所得計算上の損金にはなりません。

以下それぞれについてご説明いたしますが、専門的な用語が少しはいつてきますのでご了承をお願いいたします。

### I 過少申告加算税

申告期限内に提出した確定申告書について、修正申告書の提出または更正があったときは、その修正申告または更正により納付すべき税額の10%に相当する過少申告加算税が課税されます。そして、納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する税額の5%が加算されます。

なお、修正申告書の提出が、所得税等の調査があったことなどにより更正があるべきことを予知してなされたものでないときは、過少申告加算税の10%は課税されません（通則法65条、通則令27条）。

### II 無申告加算税

期限後申告書の提出があった場合、決定があった場合、または期限後申告書の提出や決定があっ

た後にさらに修正申告書の提出や更正があった場合には、これらの申告、決定または更正により納付すべき税額の15%に相当する無申告加算税が課税されます。ただし、期限内に申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課税されません（通則法66条、通則令27条）。

### III 不納付加算税

源泉徴収による所得税が法定納期限までに完納されなかった場合には、納税の告知をした税額または納税の告知を受けることなく法定期限後に納付された税額の10%に相当する不納付加算税が課税されます。ただし、納税の告知または納税の告知を受けずに納付した源泉徴収所得税を法定期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、不納付加算税は課税されません（通則法67条）。

### IV 重加算税

過少申告加算税または無申告加算税が課税される場合で、納税者が所得税等の課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいしまたは仮装し、その隠ぺいまたは仮装したところに基づいて納税申告書を提出しまたは提出しなかった場合には、過少申告加算税または無申告加算税に代えて、過少申告加算税または無申告加算税の計算の基礎となるべき税額の、①過少申告加算税に代わるべき重加算税にあっては35%、②無申告加算税に代わるべき重加算税にあっては40%に相当する重加算税が課税されます。

また、不納付加算税が課税される場合で、納税者が事実の全部または一部を隠ぺいしまたは仮装し、その隠ぺいまたは仮装したところに基づいて源泉徴収による所得税をその法定納付期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代えて、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいしまたは仮装されていない事実に基づくことが明らかであるものがあるときは、その隠ぺいしまたは仮装されていない事実に基づくものとして計算した金額を控除した税額）の35%に相当する重加算税が課税されます（通則法68条、通則令28条）。